

## 天龍村と南信空撮における無人航空機（ドローン）の活用に関する包括連携協定書

天龍村（以下、「甲」という。）と南信空撮（以下、「乙」という。）は、相互に連携し協働の推進を図るため、無人航空機（ドローン）を活用し、天龍村における住民の安心・安全の確保、住民サービスの向上、職員の無人航空機（ドローン）技術の向上および地域活性化に資するための包括的な連携事項を明記した包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙の緊密な相互連携と共同による活動を推進し、住民の安心・安全の確保、住民サービスの向上、職員の無人航空機（ドローン）技術の向上および地域活性化等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 人命の搜索及び災害発生時の状況把握に関すること
- (2) 村の情報発信の関すること
- (3) 地域及び行政、教育のDXに関すること
- (4) 職員の無人航空機（ドローン）技術の向上に関すること
- (5) その他前条の目的の達成に資すること

### （費用負担）

第3条 本協定に基づいて乙が項に対して提供する役務等に関する費用は、都度協議のうえ定めるものとする。

### （秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲乙が知りえた情報（以下「秘密情報」という。）については、それぞれ秘密を保持し、第三者に開示・漏洩せず、本協定以外の目的に使用しないものとする。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 甲乙は、本協定の有効期間終了後、秘密情報（複製物を含む。）の一切を速やかに返還するかこれらを破棄するものとする。
- 3 甲乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も5年間、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和8年1月20日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれかから書面による申し出がなければ、1年間更新することとし、その後も同様とする。

2 甲乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知し、かつ、甲乙協議の上、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和8年（2026年）1月20日

甲 長野県下伊那郡天龍村平岡878

天龍村

村長 永嶺 誠一

署名：

乙 長野県上伊那郡中川村大草5003-1

南信空撮

代表 中西 徹

署名：